

お客様各位

(一財)さいたま住宅検査センター

2025年改正法施行前後の確認申請等の取扱いについて

平素より、弊社にご申請いただき誠にありがとうございます。

本年4月1日に施行される改正建築基準法に伴う確認申請等の取扱いについて、引受期限等の目安を下記のとおりご案内いたします。

**令和7年3月31日までに着工予定の建築物等の確認申請について**

事前申請	特例対象建築物（型式、4号建築物）	<引受期限> 令和7年2月28日（金）	<注意事項> ・必要な行政手続き等（開発許可等）が終了しており、書類が添付してあるもの ・消防同意、行政照会が不要なもの
	上記以外(木造3階建など)	<引受期限> 令和7年2月14日（金）	
本申請	事前申請終了後、速やかに本申請を行ってください。		

※上記は令和7年3月31日までに交付を確約するものではありません。状況により、交付日が遅れることもありますのでご了承ください。

**令和7年4月1日以降に着工予定の建築物の新基準による確認申請について**

事前申請	必要な行政手続き等が終了しており、調整が終わっている案件は <b>令和7年3月3日以降</b> 、申請をお預かりします。事前相談（申請ではなく、口頭などによる相談）はいつでもお受けしますが、 <b>年度内着工予定の確認申請を優先させていただきますので、お待たせする場合があります。</b>		
本申請	全ての確認申請	<引受開始日> 令和7年4月1日（火）	<注意事項> ・必要な行政手続き等（開発許可等）が終了しており、必要な書類が添付してあるもの

※上記、事前申請が審査済みであっても、令和7年4月1日までは本申請受付はできませんので、ご了承ください。

※改正後の新様式は2月中にHPに掲載する予定です。

※年度変わり前後は、申請の混雑が予想されますので、余裕を持って計画されますようお願いいたします。